杉並区介護サービス事業者　物価高騰対策給付金のご案内（令和8年1月～3月分）

1.　事業の目的

原油価格及び物価の高騰等の影響による介護サービス事業所等における燃料費、食費及び光熱費の経済的負担を軽減するため、杉並区内の介護保険サービス事業所を運営している事業者（法人）に対し給付金を支給します。

2. 対象となる事業者

以下のサービスのいずれかを杉並区内で提供している事業所を運営していること

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
② 夜間対応型訪問介護
③ 地域密着型通所介護
④ （介護予防）認知症対応型通所介護
⑤ （介護予防）小規模多機能型居宅介護
⑥ 看護小規模多機能型居宅介護
⑦ （介護予防）認知症対応型共同生活介護
⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

注意点

① 計算の基礎となる定員数は、令和8年1月31日時点における人数です。
※【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】及び【夜間対応型訪問介護】においては、令和8年1月の利用者数に単価【8，850円】を乗じた額が申請金額です。
② 申請日まで継続して介護保険サービスを提供していること。（廃止した事業所の分は対象になりません）
③ 【令和 7 年度上半期分】及び【令和 7 年 10 月～12 月分】から、支給対象が変更になっておりますのでご注意ください。

3. 助成金額

事業所のサービス種別ごとに計算方法が違います。別表をご確認ください。

4. 申請締切日　　**令和8年3月31日（火曜日）**

5. 助成金の申請から交付までの流れ

（1）区へ申請　**（令和8年3月31日（火曜日）まで）**

郵送もしくは持参にて下記の書類を区へ提出してください。
（電子申請も可）https://logoform.jp/form/Y4gR/1480936
※社会福祉法人の場合、電子申請はできません。
また、申請書類、提出書類が異なりますので必ず社会福祉法人用の申請書をご利用ください。

＜　提出書類　＞

① 杉並区介護サービス事業者物価高騰対策給付金支給申請書（第１号様式）
（社会福祉法人の場合は助成申請書）
② 内訳書（令和８年１月～３月分）
③ 杉並区介護サービス事業者物価高騰対策給付金支給請求書兼口座振替依頼書（第４号様式）

①～③については、杉並区ホームページより書類をダウンロードしてご使用ください。

※以下（④～⑦）は社会福祉法人のみ提出が必要。
ただし、他の補助金等で介護保険課事業者係に提出済みの場合は不要。

④ 定款及び役員名簿
⑤ 別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類
⑥ 財産目録
⑦ 貸借対照表及び収支計算書

（2）交付決定 対象事業者には交付決定通知書を送付します。

（3）助成金の交付

事業者が指定した口座に助成金を入金します。
※申請後、入金までは1か月半ほどかかる場合がございます。

6. 問い合わせ及び送付先

〒166－8570
杉並区阿佐谷南1－15－1
杉並区役所　介護保険課　事業者係
給付金担当　あて
電話　03－3312－2111　内線1337

杉並区介護サービス事業者物価高騰対策給付金支給要綱より抜粋

別表３　（第４条関係）

介護保険サービスの種別	給付金支給額
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	8,850円に令和8年1月の利用者数を乗じた額
地域密着型通所介護（法第115条の45第１項第１号ロに規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」という。）を含む。）	4,800円に利用定員数を乗じた額
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	4,800円に利用定員数を乗じた額
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	4,800円に通いサービスの利用定員数を乗じた額 17,750円に宿泊サービスの利用定員数を乗じた額
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	17,750円に利用定員数を乗じた額
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	17,750円に利用定員数を乗じた額

付記
各定員数は、令和８年１月３１日時点における人数とする。